

中津川市ふるさとづくり寄附金返礼品協力事業者募集要項

1 目的

中津川市ふるさとづくり寄附金（ふるさと納税）制度による中津川市への寄付促進と地場産品等のPR、販売促進及び地元企業の活性化等の相乗効果を図るため、寄付者にお礼の品として贈呈する商品やサービスを提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 募集の要件

市が募集するお礼の品を提案することができる協力事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者としてします。

- (1) 各種法令に沿った生産、製造又は営業を行っていること。
- (2) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場（製造請負を含む。）がある企業、個人事業者又は団体であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有するものではない事業者であること。

3 募集するお礼の品

(1) お礼の品は、次に掲げる要件のすべてを満たしている商品等としてします。

- (ア) 市の魅力が伝わるものであり、市の地域産業の振興につながる要素をもつ商品やサービスであること。
 - (イ) 商品の場合、市内で生産、製造又は加工されているもの、若しくは市内産品を主な原材料として使用しているもの。ただし、市をPRするために作られた商品は、内容により可能とする。
 - (ウ) サービスの場合、市内における宿泊、食事、体験等であること。
 - (エ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能な商品等も内容により可能とする。
 - (オ) 商品情報の開示又はサービス内容の明記が可能であること。
 - (カ) 宿泊券等サービスの場合は、有効期限が発行日から1年間以上あること。
 - (キ) 金銭類似性の高いもの及び資産性の高いものは、お礼の品として認めません。
- (2) お礼の品は、次の区分の商品等を募集します（税込み、箱代・梱包代は含めます）。

区分1	1,500円
区分2	3,000円
区分3	4,500円
区分4	6,000円
区分5	9,000円
区分6	15,000円
区分7	30,000円
区分8	90,000円
区分9	150,000円

上表区分にない金額の商品については、別途協議とします。

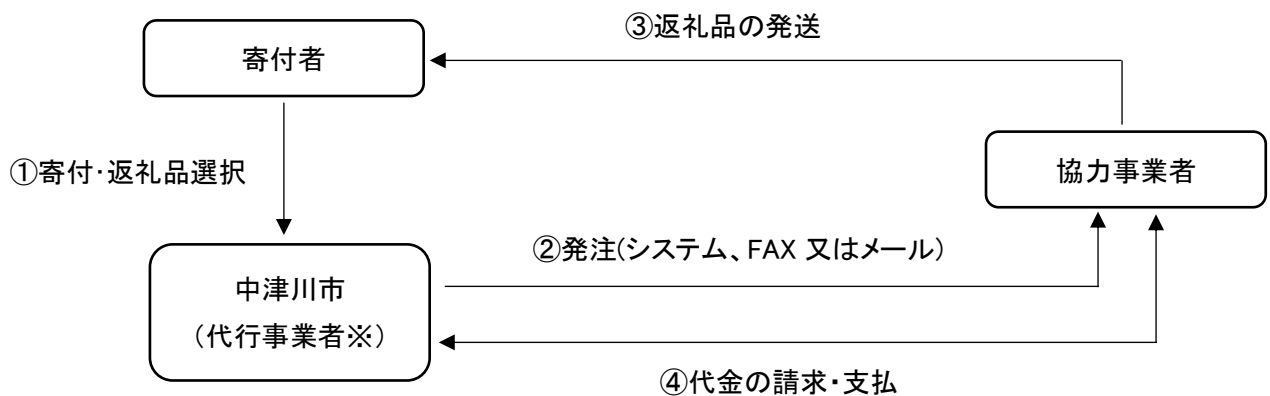
4 送料の負担

送料は、市の負担とします。

5 協力事業者の特典等

- (1) 市のホームページやチラシ、ふるさと納税ポータルサイト等に商品の画像、商品名、企業名等が掲載されます。
- (2) お礼の品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。ただし、お礼の品の発送以後にダイレクトメール等を送付する場合は、本人から了解を得る必要があります。

6 お礼の品の受注、代金の請求等の概要



※市が利用するふるさと納税ポータルサイトの種類によって、①②④を代行事業者が行います。
なお、ポータルサイトによって、②の発注方法は限定されます。

7 申込み方法

別紙申込書等に必要事項を記入し、中津川市役所政策推進課へ提出してください（郵送可）。
別途商品の写真データを提供してください（持参、郵送又はメール）。

8 申込み受付期間

随時（平日8時30分から17時15分）

9 お礼の品への苦情対応と登録の取り消し等について

- (1) お礼の品の品質等に関して寄付者から苦情等があった場合は、まず市に報告を入れ、市と協議の上、真摯に対応し解決に努めてください。対応の経緯についても市へ報告してください。
- (2) お礼の品について寄付者に著しく迷惑をかける、または市のイメージを損なう事案が発生した場合等には、協力事業者の登録や商品調達を中止することがあります。
- (3) 協力事業者又はお礼の品が本要項2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合には事業者の登録や商品調達を中止することがあります。

10 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、市から提供された寄付者の個人情報について、中津川市個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければいけません。
- (2) 登録されたお礼の品を変更又は辞退する場合は、1カ月前までに報告が必要となります。

11 市及び市が加盟する団体等によるお礼の品

次の各号のいずれかに該当する場合は、2、3及び9（3）の規定を適用しません。

（1）市及び市が加盟する団体等による市の魅力発信及び地域産業の振興のための商品やサービス

（2）市内で開催されるイベント等で市の知名度アップ、魅力発信及び地域産業の振興に特に資すると市長が認めるイベント等に関する商品やサービス

附 則（平成 29 年 11 月 8 日）

（施行期日）

1 この要項は、決裁の日から施行し、平成 30 年 2 月 1 日以降受け付ける寄付に対する返礼品を登録する際に適用する。

（中津川市ふるさとづくり寄附金返礼品協力事業者募集要項の廃止）

2 中津川市ふるさとづくり寄附金返礼品協力事業者募集要項（平成 28 年 10 月 7 日決裁）は、平成 29 年 12 月 31 日をもって廃止する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日）

この要項は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 18 日）

この要項は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日）

この要項は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 17 日）

この要項は、決裁の日から施行する。